

1 業務名

広島市再生可能エネルギー導入目標等策定業務

2 委託期間

契約締結日から令和4年12月28日まで

3 目的

本市は、令和2年(2020年)12月に「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す」ことを表明しており、その実現に向け、地球温暖化対策を一層加速するため、徹底した省エネルギー対策を推進するとともに、再生可能エネルギーの最大限の導入を目指し、新たに再生可能エネルギーの利用促進等施策の実施に関する目標を加え、令和4年度(2022年度)に実行計画を改定することとしている。

このことから、本業務で、市域における再生可能エネルギーの導入ポテンシャル等に関する調査・分析を行うとともに、再生可能エネルギーの導入目標を作成し、その目標の実現や地域課題の解決にも寄与する具体的な施策等を検討するものである。

4 業務内容（提案を求める内容）

前記3の目的を達成するため、次の(1)から(4)の業務を実施する。

(1) 地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた区域内の温室効果ガス、再生可能エネルギーの導入及び温室効果ガス削減のための取組に関する基礎情報の収集と現状分析

ア 広島市域における種類別の再生可能エネルギー導入状況について、地域や地形等を分類した上で調査を行う。なお、再生可能エネルギーの導入状況の調査に当たっては、経済産業省資源エネルギー庁「固定価格買取制度（FIT）情報公開用ウェブサイト」による確認以外に、FITが適用されていないものについても可能な範囲で調査を行う。

イ 自然的・経済的・社会的条件を踏まえ、地域や地形等を分類した上で再生可能エネルギー種別ごとに導入ポテンシャルの把握を行う。

ウ 再生可能エネルギーの導入が進んでいない種別又は地域等については、その課題を分析する。

エ 再生可能エネルギー技術の動向について、2050年までに実装が期待できる革新的技術の調査を行う。

(2) 地域の特性や削減対策効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計

① 追加的な温暖化対策を行わない現状趨勢ケース（BAU）の推計

② 2050年度に温室効果ガス排出量の実質ゼロとなるケースの推計

ア それぞれのケースにおける将来の温室効果ガス排出量、吸収量、エネルギー使用量及び再生可能エネルギー導入量の推計（2030年度、2040年度、2050年度）を行う。

イ また、この2ケース以外にも可能な限り複数のパターンを検討し、同様に推計を行う。

ウ 推計に当たっては、本市の人口推計や経済等、将来の活動量の変化を踏まえることとし、部門

別の排出量を算定した上で、①以外のケースにおいて講ずる対策及びその効果を推計する。また、(1)で調査を行った革新的技術の導入についても取り入れるものとする。

(3) 地域の再生可能エネルギーポテンシャルや将来のエネルギー使用量を踏まえた再生可能エネルギーの利用促進に係る再エネ導入目標の作成

ア (2)の推計結果(①を除く)を踏まえた上で、再生可能エネルギー導入目標の作成を行う。

イ 再生可能エネルギー導入目標の設定に当たっては、再生可能エネルギー種別ごとに、2030年度の中期目標は既存の技術で導入できるものとし、2050年度までの長期目標の設定は革新的な技術の導入も見据えたものとする。

ウ 市域へ再生可能エネルギーを最大限導入した場合においても、目標とする再生可能エネルギー導入量に達しない場合は、広島広域都市圏等の近隣の市町との連携も視野に入れ、課題等の分析を行う。

(4) (3)を実現するために必要な政策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想の策定

ア (1)~(3)までの結果を踏まえ、再生可能エネルギーを地域の安全性の確保や環境との調和を図った上で最大限導入するために必要な施策及び徹底した省エネルギー対策を推進するための施策を検討する。

イ 施策の検討に当たっては、費用対効果及び実現可能性を考慮するとともに、自動車関連産業等の振興及び広島広域都市圏の発展にも寄与するなど地域課題の解決にも資するものとする。

ウ 施策は、主に民生部門(家庭・業務)における省エネルギー対策、運輸部門における自動車の電動化促進、公共施設への太陽光発電等の導入促進、民間建築物への太陽光発電等の導入促進、バイオマス発電事業の促進などを中心に検討する。また、地中熱の活用や広島広域都市圏の連携として市域外の再生可能エネルギーの利用に向けた取組の検討も行う。

エ 指標の設定に当たっては、温室効果ガス排出量、再生可能エネルギー導入量及びエネルギー使用量との関連が深い指標を設定することし、年に1回以上、データの取得が可能なものとする。

5 成果物

本業務における成果物等一式は次に掲げるものとする。

- (1) 報告書(原本2部(A4規格、カラー)及び電子データ媒体(DVD-R等)一式)
- (2) 業務に用いた統計資料及び参考資料(電子データ一式(該当部分の抜粋で可))
- (3) そのほか、本市が必要と判断する資料

6 業務実施体制等

(1) 業務実施者等の選任

業務実施前に、窓口となる業務統括責任者及び業務担当スタッフを選任し、氏名、担当業務、連絡先を記載した名簿を本市に提出し、速やかに連絡が取りあえる体制を構築すること。また、進捗確認等を行うため、月に1回程度は打ち合わせ・協議を行うこと。

(2) 議事録の作成

打ち合わせや協議を行った場合は、議事録を作成、提出し、本市の承認を得ること。

7 その他

- (1) 本業務を実施する上で必要となる資料及びデータがある場合は、それが本市が提供可能なものであり、かつ、本市が必要と認める範囲内において提供する。
- (2) 本業務により作成した報告書等の著作権、著作権は本市に帰属する。また、報告書等の作成に当たって他の個人・団体等の資料を引用する場合、著作権者の了解を得なければならない。
- (3) 受託者は、本業務の遂行に当たっては、現行の「広島市地球温暖化対策実行計画」、広島市の各種計画、国の「地球温暖化対策計画」及び環境省の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（令和4年3月）」等の関係資料等を踏まえ、本業務にあたること。
- (4) この仕様に定めのない事情が生じた場合は、本市及び受託者が双方協議の上、別途必要な事項について決定するものとする。